

番号	1 (1)
項目	1. 制度・政策の構築における協議について (1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、進めて頂きたい。そのためには課題の共有化、対応策の検討のための、近頃開催されていない「地域生活の在り方検討会」を開催していただきたい。
(回答) 本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めているところです。 また、本市では、3 年を 1 期として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現在、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2024(令和 6)～2026(令和 8)年)」に基づいて、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)、さらにはその先の 2040(令和 22 年)を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進することとしております。 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市会議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討しており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、貴連盟からも参画いただき、貴重なご意見をいただいているところです。 引き続き、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	2 (1)
項目	2. 施設整備等について (1) 特養の待機者が減少しており新設整備より老朽化した施設の再整備を優先していただきたい。その際法人のみで代替地の確保は難しく、どのようにしていけばいいのか協議を進めて頂きたい。
(回答) 本市の高齢者施設については、建築から相当の年数が経過しているところも多く、老朽化対策への支援は必要と認識しております。 本市では、老朽化した特養の改築に係る整備費の補助として「大阪市民間老人福祉施設等整備費補助」、施設等の維持・長寿命化を目的とした修繕費の補助として「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助」を併せて行っております。 また、代替地を含めた整備用地については事業者が確保されることとしており、現時点で本市が土地を提供することは想定しておりませんが、今後、国・府、他都市の動向等を注視しながら、支援策を検討してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話： 06-6241-6530

番号	2 (2)
項目	2. 施設整備等について (2) 昨年度より貴市単位にて大規模修繕の補修費制度を開始して頂いたが、今後も継続と対象施設の拡大、中規模修繕の補修費についても検討していただきたい。
(回答) 本市では、令和 6 年度より「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助」を実施しており、今後も継続する予定です。なお対象施設は、措置費等で運営され制度上、大規模修繕等の積み立てが困難である施設としています。 本事業の対象外の施設におかれましては、「大阪市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備補助」または「民間社会福祉施設中規模施設整備費補助」の活用等についてもご検討・ご相談いただければと存じます。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話： 06-6241-6530

番号	2（3）		
項目	2．施設整備等について （3）本市が日本で一番介護保険料が高いと言われる中で、サ高住、有料老人ホーム、さらにはデイサービス等の在宅介護サービス等において議論の上、数量規制を行って頂きたい。		
（回答） 介護保険法の規定によらないサ高住については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録制度、有料老人ホームについては「老人福祉法」に基づく届出制度とされており、いずれも数量規制の対象となっておらず、本市独自の規制は難しいと考えております。 一方、国においては近年の高齢者向け住まいの量的な増加から「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を立ち上げ、サービス提供や指導監督のあり方に関する議論が進められているところです。 なお本市では、国の動向を注視しつつ、いわゆる「囲い込み」を防止し、包括報酬による介護給付費の適正化を図るためにも「特定施設入居者生活介護」の募集・推奨を行い、サ高住・有料老人ホームなどが指定権者の指導監督のもと適正な運営が担保されるよう努めております。 また、介護サービスの総量規制については、介護保険制度において、地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービス見込量を確保する必要がある場合であって、居宅サービスのうち、訪問介護及び通所介護、短期入所生活介護の種類ごとのサービス見込量が、介護保険事業計画において定める見込量に既に達しているなど、一定の要件に該当する場合に市町村の判断で総量規制を行うことができることとされています。 本市においては、現時点での総量規制については考えておりませんが、介護保険法等の規定に沿って必要に応じて総量規制についても検討してまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部	高齢施設課	電話：06-6241-6530

番号	3 (1)
項目	3. 人材確保について (1) ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、その他福祉・介護人材の確保が年々困難となっており、深刻な課題となっています。今年度はモデル区（西成区）において、「福祉のしごと発見フェア」などの先行的な取組を実施いたしますが、今後は他の方策も含めて、引き続き一緒に検討・展開を進めていただきたい。あわせて、本フェアについては、大阪市には共催という形でご支援を賜りたい。
(回答) 福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保・育成・定着に関する課題は非常に重要です。本市では、福祉・介護人材が働きやすい職場環境・労働環境を整えるなど職場定着・離職防止の取組を推進するとともに、様々な機会を通じて福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、小中学生等を対象とした福祉教育など福祉に関する理解促進や将来の人材確保に向けた取組を実施しています。 また、今後もますます高齢者人口の増加及び生産年齢人口減少が見込まれることから、新たな人材の確保に向けた取組を進めていく必要がありますが、今年度、地域での小規模就職フェアの実施については予算化していないため、貴連盟で実施される就職フェアについて本市が共催として実施することは難しいと考えます。 本市としましては、貴連盟で実施される本フェアの周知等に協力するとともに、今年度の実施状況等を十分に注視し、今回のような住み慣れた地域の方を対象とした小規模就職フェアも含めて、効果的な福祉・介護人材の確保策を検討してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06－6208－7954

番号	3 (2)
項目	3. 人材確保について (2) 市老連では今年度、介護職の魅力を広く発信する新たな取り組みとして、「人生のランウェイ」事業を企画しております。本事業は、大阪府が実施している「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」の実践版と位置付けており、今後は若年層にも対象を広げ、介護人材の確保・育成につなげてまいります。つきましては、大阪府と連携し、仕組みづくりに向けた協議の場を設けていただけますようお願い申し上げます。
(回答) 本市では、福祉・介護の仕事に携わる方が日々感じている仕事の魅力ややりがいを広く市民に周知し、福祉に関する理解促進やイメージアップを図る取組として「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品の中から漫画や動画を作成して中学校での福祉教育等に活用しています。 当該取組は福祉・介護の仕事への興味や理解が深まる等の一定の効果があると考えておりますが、今後も高齢者人口の増加及び生産年齢人口減少が見込まれ、本市においても将来的な福祉・介護人材の確保は重要な課題であるため、貴連盟に加盟する各福祉関連施設のご意見も伺いながら、中長期的な視点を持ち、福祉・介護人材の確保を効率的・効果的に行うことができる施策を検討してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06－6208－7954

番号	3 (3)
項目	3. 人材確保について (3) 人材確保のための高額な紹介料が経営を圧迫している。紹介業者に頼らない仕組みづくりと一緒に構築してほしい。
(回答) 介護事業者が民間の人材紹介会社を活用して人材を採用する場合、高額な経費が発生するにもかかわらず、離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保に繋がっていない状況です。 国においてもこのような状況を問題視しており、人材紹介会社に対する指導監督の強化により一層取り組むとともに、実効性ある対策の検討がなされているところですが、介護職員の賃金水準は全産業の平均と比べて極めて低い状況であることから、賃金水準の引上げが必要です。 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、賃上げに必要な財政措置として、介護職員に対する賃金改善を行うため、介護職員等処遇改善加算につきましては、令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。現在、多くの事業所が加算を取得されている一方で、処遇改善加算が未取得及び下位の加算にとどまっている事業所が一定数存在することから、大阪市としましては、令和6年度報酬改定により基本報酬引下げとなった訪問介護等のサービス事業者に対して、令和7年度に、処遇改善加算の取得等を促進するための、処遇改善加算取得促進事業を実施しているところです。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	3 (3)
項目	3. 人材確保について (3) 人材確保のための高額な紹介料が経営を圧迫している。 <u>紹介業者に頼らない仕組みづくりを一緒に構築してほしい。</u>
(回答) 福祉・介護の人材確保について、前述の 3 (1) 及び (2) の施策を継続するとともに、引き続き将来的な福祉・介護人材の確保も含め、効率的かつ効果的な福祉・介護人材の確保策も検討してまいりたいと考えます。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06－6208－7954

番号	4 (1) 9 (1)
項目	4. 物価高騰ならびに経営支援について (1) 昨年に引き続き、経済的な支援をお願いしたい。 9. 国への要望について (1) 介護報酬の改定について、毎年物価上昇にスライドしたものになるように国に働きかけてほしい。又、貴市独自の支援案についても検討して頂きたい。
(回答) 介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 本市としては、現在の急激な物価高により介護事業者の経営が圧迫されていることから、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう、今年の6月に令和8年度の国の予算に対する要望を行ったところです。 一方、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的なサービス提供の継続を目的とし、令和5年度に「大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」を実施いたしました。 令和6年4月には、介護報酬の改定が行われましたが、物価高騰が長期化し社会福祉施設等の支出が増大していることや、公定価格で運営する施設等は利用者への価格転嫁ができないなど、引き続き厳しい状況が続いていることから、令和5年度に引き続き、国の重点支援地方交付金を活用し、「令和6年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」として、財政支援策を実施したところです。 引き続き、物価の変動状況や国・大阪府の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話：06-6208-8028

番号	5（1）		
項目	5. カスタマーハラスメントについて （1）ぜひ条例化をお願いしたい。		
（回答） ハラスメント対策を強化する観点から、本市では、介護サービス事業者からのカスタマーハラスメント相談に関して、令和5年3月から、おおさか介護サービス相談センターにおける専門相談の枠組みを活用し、弁護士による法規的な視点からの助言等を行う取り組みを開始しております。 なお、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設職員を対象としたカスタマーハラスメントへの対応についての研修を実施しています。 また、利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題は福祉・介護人材の確保・定着・育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、社会福祉研修・情報センターにおいてメンタルヘルス研修を実施しています。			
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G）		電話：06-6208-7954 電話：06-6208-8028

番号	6 (1)
項目	6. 地域包括支援センター・ブランチ (1) 3職種の確保がきわめて難しく施設職員と同等な処遇改善制度を導入いただきたい。
(回答) 介護職員等処遇改善加算に関しては、介護職員への配分を基本としながら、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとされていますが、一方で法人の判断により事業所内で柔軟に配分することも認められております。 なお、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に関しては、本市からの事業所指定に基づく業務ではなく、業務委託契約に基づく業務になりますので、介護報酬ではなく、本市委託料により業務を実施していただくことになります。 人材確保が困難な状況を踏まえ、本市としましては、令和6年度より、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師又は看護師の3職種について、各1名が専従で配置されている体制が維持されている場合には、残る定数配置すべき職員については同一敷地内にある他の事業所（居宅支援事業所など）の職務との兼務による配置ができるよう、柔軟な職員配置を可能とする見直しを実施しております。 今後も、地域包括支援センターが安定的に事業運営を行うには、人員体制の確保を図ることも重要であると認識しておりますことから、管理者会等を通じて地域包括支援センターの意見を聴きながら、引き続き業務負担軽減に努めるとともに、各地域包括支援センターの状況の把握や他都市状況を参考にしながら、本市の状況を踏まえ事業運営に必要な予算の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話： 06-6208-8060

番号	6（2）		
項目	6．地域包括支援センター・ブランチ （2）行政と連携を取る場合、区ごとに対応が違ったり区役所の縦割りの中で地域包括センターの位置づけ・役割が理解されていないことがある。区役所内で包括の役割を周知していただきたい。		
（回答） 福祉局では、各区保健福祉センターに新たに配属となった職員に対し、保健福祉センター業務を行うために必要となる社会福祉等に関する基礎的な知識及び実務に関する知識を習得させることを目的として研修を実施しており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの業務に関しても当該研修のなかで、業務内容などの周知を行っております。 引き続き、研修会などの機会を通じて、地域包括支援センターの役割などについて説明を行い、各関係機関との円滑な連携が図られるよう周知に努めてまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課		電話： 06-6208-8060

番号	7 (1)	
項目	7. 養護委員会 (1) 養護老人ホームの役割を広く周知し、措置区やケースワーカーとの連携を強化するため、大阪市との意見交換会・勉強会の開催をしていただきたい。	
	(回答) 本市では、養護老人ホーム職員と区役所職員の信頼と協力体制の強化や、養護老人ホームの機能が適切に活用されることを目的に、毎年 1 回、大阪市内 12 か所の養護老人ホーム職員と大阪市内 24 区役所措置担当職員が集まり、養護老人ホームの状況と受け入れ対応、措置決定に関しての留意点などについて意見交換を行っております。 なお、今年度においては令和 7 年 8 月 8 日に開催させていただいたところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話 : 06-6208-8026

番号	7 (2)
項目	7. 養護委員会 (2) 制度の理解不足から本来の対象者が他施設に誘導される事例も多く、措置制度の適正な活用が進んでいない。生活困窮高齢者の実態把握を強化し、可能な限り大阪市内での措置（大阪ファースト）の徹底いただきたい。
(回答) 生活困窮高齢者からの相談があった場合は、相談者の課題解消策を総合的に考慮し、養護老人ホームへの措置入所検討を行っております。 なお、今年 8 月の各区役所措置担当職員会議において、措置入所検討にあたっては、高齢者の課題解消策を総合的に考慮しつつ、特別な事由（虐待など）がない場合は、大阪市内施設への措置入所から検討するように、あらためて周知・説明を行ったところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	8 (1)
項目	8. 監査等について (1) 監査については、対話重視でまた担当者により、監査・指導が違いため、基準を明確にして頂きたい。また書類の簡単化や丁寧な事前説明をお願いしたい。
(回答) 介護保険施設等への運営指導につきましては、事業所のサービスの質の向上と、よりよいケアの実現が図られるよう、適正な運営の確保の支援及び育成の観点から行われるものであり、厚労省の「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき実施しております。 指導内容に関しましても、当該マニュアルに定められているとおり、事業所の具体的な状況や理由を聴取した上で、根拠規定やその趣旨・目的について、複数の担当者で確認を行い、一人の担当者の主観によらない丁寧な説明に努めているところです。 また、書類の簡単化につきましても、事業所の皆様に過度なご負担とならないよう、当該マニュアルで定められた確認項目に関する文書のご提示をお願いしているほか、書類が電磁記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途書類の印刷を求めない対応を行っております。 なお、運営指導の実施にあたっては、おおむね一月以上前までに当日の出席者・当日の流れ・ご準備いただきたい書類等、事前にお伝えすべき内容について記載した通知文書を送付させていただいております。 今後も引き続き当該マニュアルや国基準に沿った適切な運営指導を実施してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	9（2）		
項目	9．国への要望について （2）グループホームでは、福祉用具のレンタル制度が適用されないため、柔軟な対応をご検討いただくとともに、国に対しても制度の見直しを要望いただきたい。		
（回答） グループホームは、共同生活を行う場であることから、入居者が事業所における生活を行う上で必要となる福祉用具については、介護報酬（保険給付）に評価されているため、必要がある場合はグループホームの費用負担により、福祉用具レンタルを利用することは可能となっております。 なお、福祉用具購入については、グループホームにて用意することが出来ない事情がある場合については、居宅の被保険者と同様の審査により必要と認められる範囲において、特例として給付対象としております。 本市としましては、引き続き国の動向を注視してまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付G）		電話：06-6208-8059

番号	10 (1)	
項目	10. その他 (1) 2024 年の介護報酬改定で新設された加算『認知症チームケア推進加算』の算定要件として修了が必要な研修として、市老連版の認知症介護実践リーダー研修を対象としていただきたい。また、2021 年 4 月から義務化されている『認知症介護基礎研修』について市老連が実施している認知症介護新人研修会を対象としていただきたい。	
	(回答) 認知症チームケア推進加算を取得するためには、従業員による『認知症介護指導者養成研修』と『認知症チームケア推進研修』もしくは『認知症介護実践リーダー研修』と『認知症チームケア推進研修』の修了が必要となります。 本市の「認知症介護指導者養成研修」等の研修事業については、認知症介護実務者等に対し、認知症高齢者に関する実践的研修を実施することにより認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図っていくため、大阪市認知症介護研修推進計画に沿って実施しております。 「認知症介護実践リーダー研修」については、大阪市社会福祉研修・情報センターへの委託により実施しており、受講者数等の実績を踏まえ、現時点においては、実施手法の変更は検討しておりません。 また、「認知症チームケア推進研修」につきましては、現在は厚生労働省の通知により定められた実施主体が行う「認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進するものであり、研修内容については認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラム」を含む研修のみ加算の対象となっております。 「認知症介護基礎研修」については、研修対象者への研修受講が義務付けられていることから、研修の実施にあたっては、受講しやすい仕組みによるものとして、原則、e ラーニング形式により実施することとされております。 本市においては、認知症介護研究・研修仙台センターを実施機関として指定し、e ラーニングにて実施しております。 e ラーニング形式による実施とした令和 3 年度以降、参集形式による実施を行っていた令和 2 年度以前よりも大幅に受講者が増加しており、引き続き、e ラーニング形式による実施を基本としつつ、受講者のニーズや受講者数等を踏まえ実施形式について検討してまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6208-8051 電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310